

長野県考古学会「研究助成金」規程

(趣旨)

第1条

考古学的な研究方法から長野県に関わる歴史を明らかにすることを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条

長野県考古学会会員によるグループ研究か、長野県考古学会員を含むグループ研究に限る。

(申請者の募集)

第3条

長野県考古学会会員からの公募とする。本規程の趣旨を理解していることを条件とする。

(申請及び申請期間)

第4条

長野県考古学会のホームページ掲載の申請書により申請すること。申請期間は11月1日から翌年3月31日とし、次年度1年間を研究期間とする。

(助成金額と助成の対象となる経費)

第5条

助成額は年度の上限を10万円とし、助成決定された団体数により各助成金額が決定される。

研究に関わる対象経費は交通費、謝金、図書費とする。

(審査及び助成金交付手続等)

第6条

申請された申請書及び添付書類等を長野県考古学会役員会にて審査し、決定採用者及び助成金額を決定する。最終判断は学会長の判断とする。

(助成金の決定通知)

第7条

前条において決定された助成金の決定通知は、申請者に対し学会長名による書面にて通知する。

(研究計画等の変更)

第8条

助成金交付の決定ののち、研究計画の変更をしようとするときは、学会長の承認を受けなければならない。学会長の承認を受けずに研究計画の変更を行った場合には、助成金を返還する。

(研究費等の使用制限)

第9条

助成金を受けた者は、その研究に直接必要な第5条に示した項目以外の使用は認められない。

(整理保管)

第10条

助成金を受けた者は、領収書など関係書類を保管しなければならない。

(報告)

第11条

助成金の交付を受けた者は、年度末に研究結果の要旨及び収支について学会長に報告しなければならない。

(監査)

第12条

学会長は、必要があると認めたときは、役員会の承認を得て、助成金を受けた者に対し、経理ならびに研究内容について報告を求め、また監査することができる。

(研究成果の報告)

第13条

研究成果について、研究した次年度の長野県考古学会誌へ掲載する。本学会誌への掲載後は、ほか冊子への掲載および口頭発表等、特に制限するものではない。

(実績の報告)

第14条

助成金の交付を受けた者は、翌年度3ヶ月以内に実績及び研究報告の要旨を所定の様式において学会長に報告しなければならない。

(助成金の決定の取消、中止、及び返還)

第15条

助成金の交付を決定された者は、以下のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本学会は助成金の交付を取り消したり、交付を中止、または一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行ったとき
- (2) 対象となる研究活動等が中止になったとき
- (3) その他この規程の目的に照らしてふさわしくないものと本学会役員会が認めたとき

(細則)

第16条

この規程に定めるもののほか、必要事項は学会長が定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

(沿革)

平成29年4月1日制定